

事 務 連 絡
令和 7 年 2 月 21 日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会 御中

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課課長補佐
(薬事審査管理班担当)

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第83条の4第1項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第3号）が別添のとおり本日公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記のとおりですので、参考としてください。

記

1 改正の内容

- (1) 「塩酸セフトチオフルを有効成分とする注射剤」の使用者が遵守すべき基準について、豚に係る「使用禁止期間」を「食用に供するためにと殺する前3日間」から「食用に供するためにと殺する前1日間」に変更する。
- (2) 「フェノキシエタノールを有効成分とする薬浴剤」について、「動物用医薬品使用対象動物」、「用法及び用量」及び「使用禁止期間」を設定する。
- (3) 「ブロフラニリドを有効成分とする畜舎噴霧剤」について、「動物用医薬品使用対象動物」、「用法及び用量」及び「使用禁止期間」を設定する。

2 施行期日

令和7年2月21日

3 参考

今回の改正に関連する製剤は以下のとおりです。

- (1) 塩酸セフトチオフルを有効成分とする注射剤
販売名：エクセネルRTU（ゾエティス・ジャパン株式会社）
- (2) フェノキシエタノールを有効成分とする薬浴剤
販売名：バイオネンネ（バイオ科学株式会社）

効能又は効果：スズキ目魚類の麻酔

(3) ブロフラニリドを有効成分とする畜舎噴霧剤

販売名：リブケアFL (エムシークロップ&ライフ化成株式会社)

効能又は効果：鶏舎内のワクモの駆除